

障害者の学習権保障



【中野キャンパス】人文社会学部 人間文化学科 福祉コース 講師

村山 佳代 Murayama Kayo

URL : [帝京平成大学 教員業績紹介ページ](#)



キーワード：合理的配慮・障害者権利条約・インクルーシブ教育・障害児・障害者・学習権・いじめ・学校事故・障害者差別解消法・ADA・CRPD

研究の概要

SDGs 目標 3：すべての人に健康と福祉を

SDGs 目標 4：質の高い教育をみんなに

障害者差別解消法・障害者雇用促進法が規定する合理的配慮の権利性の立証と、障害児の学習権保障について、アメリカ法との比較を基に研究している。2021 年、障害者差別解消法の改正により、行政機関（公立学校を含む）だけでなく、民間事業者（私学の教育機関も含む）による障害者への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務となった。しかし、同法は民間事業者が合理的配慮を怠った場合の罰則規定を設けず、行政に指導・勧告・助言の行政指導権限を与えるだけとしている。裁判所もまた、個々の障害児の合理的配慮の請求権を否定している（名古屋地裁令和 2 年 8 月 19 日判時 2478 号 24 頁；名古屋高判令和 3 年 9 月 3 日 D1-Law.com 判例体系）。その結果、障害者は、民間事業者の合理的配慮の提供義務違反について裁判で争う法的根拠がなく、権利性が弱められている。また、合理的配慮なきインクルーシブ教育の推進や、弱者性の重複により、障害児へのいじめ訴訟も多発している。障害児の成長発達の追求は、「教育のありかた」「能力主義」そのものを問う普遍的な課題である。

上記の専門性を通じた社会貢献を重視している「障がい児の権利を国連に訴える会」の共同代表として、特別支援学校教員、弁護士等と連携し、国際連合に働きかける活動もおこなっている。学術的な知見を実社会に反映し、全ての者が民主社会に参加できるような公正で持続可能な社会の実現に取り組んでいる。

実学へのつながり・産業界や自治体へのアピールポイント・協力可能事項・協力希望事項

- ・第三者委員会、調査委員会、学校支援チーム等において、障害者・障害児童生徒・学生に関する事項について「法的に何が問題となるのか」「どの点が争点化しやすいのか」を明確に示すことができる。
- ・雇用・教育現場における障害者に関連する紛争（いじめ、就労環境整備など）、合理的配慮をめぐる訴訟・紛争リスクを事前に把握・低減するための法的整理を提供できる。
- ・ガイドライン、手引、研修資料作成において、抽象論ではなく判例に基づく説得力ある根拠を提示できる。
- ・教職員研修、管理職研修等において、実際の紛争・裁判を素材とした高い実務性を持つ研修コンテンツの提供が可能である。
- ・インクルーシブ教育、合理的配慮を扱う教材・プログラム開発において、「やりすぎ／やらなさすぎ」の線引きを法的に説明できる専門性を有している。
- ・障害児者の教育・雇用現場の法的ニーズを的確に把握しており、机上の法解釈にとどまらない実務適合性が強みである。

知的財産・論文・学術発表など（詳細は右上 QR コードの教員紹介からご確認ください）

【科研費】若手研究「合理的配慮の請求権と能力主義」

【論文】・「学問の自由と障害者の高等教育を受ける権利」

・「教育における合理的配慮の権利性と判断基準」